

●香川県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年3月18日から同年4月8日まで一般の縦覧に供する。

平成20年3月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 多度津善通寺線（212号）
- 3 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|-----------------|---------------|---------------------------|
| 善通寺市中村町字道下1795番2地先から 善通寺市中村町字道下1792番1地先まで | 12.2～14.7 | 45 | 平成17年香川県告示第372号で変更した区域の一部 |

- 4 供用開始の期日 平成20年3月18日